



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

936	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	1
937	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	5
938	〃	(〃).....	6
939	〃	(〃).....	6
940	〃	(〃).....	6
941	公共測量の終了	(技術調査課).....	7
942	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
943	〃	(〃).....	7
944	道路の供用開始	(〃).....	8
945	道路の区域変更	(〃).....	8
946	〃	(〃).....	8

○ 監査公表

監査公表第17号	9
----------	-------	---

告 示

和歌山県告示第936号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「女狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「暴ウケ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「覚淫」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「420 X」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真を付して、「საქობი」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真を付して、「გაგაგონი」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「恍惚.スプ.ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「Dynamite!!」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「狂ケツマン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「逆噴射」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「情欲ピクピク」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「スーパーゴメオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真を付して、「black angel」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「wedlocke」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (15) 次の写真を付して、「girls (ガールズ)」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「F」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (17) 次の写真を付して、「T※IL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真を付して、「NO NAME」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真を付して、「狂狗」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「MANLY MENS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「NO. 48」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「淫欲」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「LEAVES OF CHANGE 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「SEX ON THE BEACH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「SG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「X. Y. Z」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「OOOH! YES!!」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「ぐちよぐちよ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「錯乱SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「ヤーマンな気分」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「狂棒カリビアン」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「連続スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「恍惚ドロドロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「悶絶とろとろ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真を付して、「瓶系リキッド特別」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Nature Aqua」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「LEVEL7」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「LEVEL6」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「LEVEL5」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「LEVEL4」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「LEVEL3」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「LEVEL2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「LEVEL1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「Love Game」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Calm Down」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「Planet Earth」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「Crystal Upper」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真を付して、「MP スピードメス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「Crystal SPEED」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「CHEMICAL B」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (52) 次の写真に示すとおり、「CHEMICAL C」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (53) 次の写真を付して、「MP Research chemical D」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「CHEMICAL E+UP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「CHEMICAL F」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「CHEMICAL G」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (57) 次の写真を付して、「MP Research chemical H」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (58) 次の写真を付して、「MP Research chemical Ketamine analogue②」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「Speed Ice 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「Speed Ice 3」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「Speed Rush 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「Speed Rush 3」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「ECSTASY SEX 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「ECSTASY SEX 3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「ECSTASY Wave 3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「THE SUPER LEMON XtC TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (67) 次の写真を付して、「MPスーパーレモンヘイズ XTC ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (68) 次の写真を付して、「MPフィーリング ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (69) 次の写真を付して、「MPスパイラルプレミアム ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (70) 次の写真を付して、「MPスパイラル ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「Speed Ice VER2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (72) 次の写真を付して、「MP スピードラッシュ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (73) 次の写真に示すとおり、「ECSTASY SEX VER2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (74) 次の写真を付して、「MP クリスタルアイス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (75) 次の写真に示すとおり、「cathinone Love VER2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (76) 次の写真を付して、「MPスーパーレモンヘイズ ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (77) 次の写真に示すとおり、「PANDORA Platinum VER2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (78) 次の写真を付して、「MPスカル 420 ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (79) 次の写真に示すとおり、「Hot Stuff Inspire VER2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (80) 次の写真に示すとおり、「ALADDIN ACE VER2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (81) 次の写真に示すとおり、「ALADDIN VER2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (82) 次の写真に示すとおり、「BLACK SNAKE 2nd VER2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (83) 次の写真に示すとおり、「ZOMBIE YELLOW VER2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (84) 次の写真に示すとおり、「Diamond Girl by Chemical Herb」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (85) 次の写真に示すとおり、「Diamond Girl by Chemical Herb2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (86) 次の写真に示すとおり、「Chocolate Thai」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (87) 次の写真に示すとおり、「Cookies Kush」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (88) 次の写真に示すとおり、「Durban Poison」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (89) 次の写真に示すとおり、「Northern Lights」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (90) 次の写真に示すとおり、「Strawberry Haze」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (91) 次の写真に示すとおり、「Super Silver Haze」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (92) 次の写真に示すとおり、「AREA69」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (93) 次の写真に示すとおり、「Dragon 7」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (94) 次の写真に示すとおり、「Hot Jonny」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (95) 次の写真に示すとおり、「肉欲エネマグラ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (96) 次の写真に示すとおり、「IKAZUCHI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (97) 次の写真に示すとおり、「EXOTIQUE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (98) 次の写真に示すとおり、「SPLASH ES」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (99) 次の写真に示すとおり、「Jamaican Original」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (100) 次の写真に示すとおり、「Magical Q」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (101) 次の写真に示すとおり、「X18」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (102) 次の写真に示すとおり、「Bitch the summer」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (103) 次の写真に示すとおり、「Master Veronica」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (104) 次の写真に示すとおり、「SEX Fruit」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (105) 次の写真に示すとおり、「wild and sexy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (106) 次の写真に示すとおり、「Strong Dick」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (107) 次の写真に示すとおり、「乱撫 RANBU」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (108) 次の写真に示すとおり、「ORGASM LAND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (109) 次の写真に示すとおり、「淫泉蘇」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (110) 次の写真に示すとおり、「Erotical Booster」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (111) 次の写真に示すとおり、「Extreme XV」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (112) 次の写真に示すとおり、「Dirty Man」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (113) 次の写真に示すとおり、「Evolution」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (114) 次の写真に示すとおり、「Gay King」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (115) 次の写真に示すとおり、「Love Ripper」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (116) 次の写真に示すとおり、「Rabbit S」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (117) 次の写真に示すとおり、「TRICK TRIPPER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (118) 次の写真に示すとおり、「Love Trigger」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (119) 次の写真に示すとおり、「Love Paranoia」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (120) 次の写真に示すとおり、「猫狂わせ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (121) 次の写真に示すとおり、「MILK SHOT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (122) 次の写真に示すとおり、「Lady Drive」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (123) 次の写真に示すとおり、「Insert 8」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (124) 次の写真に示すとおり、「Buzz Star II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (125) 次の写真に示すとおり、「Sexual Monster」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (126) 次の写真に示すとおり、「Nitro Jet」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成30年8月21日

和歌山県告示第937号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 海南市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第938号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第939号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第940号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第941号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき岩出市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ）
- 2 作業期間 平成29年11月28日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

和歌山県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市向副字田中台407番1地先から同市向副字東垣内315番1地先まで	旧	3.50 ∩ 13.03	307.50	
同上	新	7.18 ∩ 30.95	307.44	

和歌山県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
紀の川市貴志川町神戸字稲戸77 9番1地先から同市貴志川町井ノ 口字帆布575番1地先まで	旧	7.76 } 14.07	455.26	諸井橋 L=168.65
同上	新	7.76 } 14.07	455.26	諸井橋 L=168.65
同上	新	11.18 } 43.63	437.46	(仮称)新諸井橋 L=173.70

和歌山県告示第944号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 紀の川市貴志川町井ノ口字上ノ場447番1地先から同市貴志川町井ノ口字帆布569番1地先まで

供用開始の期日 平成30年8月21日

和歌山県告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 広川川辺線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡広川町大字上津木字松本 7番1地先から同町大字上津木字 前田羅435番5地先まで	旧	5.87 } 16.88	286.21	落合橋 L=12.80

和歌山県告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字松本15番1地先から同町大字上津木字松本18番6地先まで	旧	8.02 } 11.61	117.11	

監 査 公 表

和歌山県監査公表第17号

平成30年2月21日付け監査報告第21号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月21日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

- 1 和歌山県職業能力開発協会

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 和歌山県職業能力開発協会が行っている技能検定試験の一部が適正に実施されていないことが判明した。 県において、今後の対応や再発防止策が示されているところであるが、これらを着実に実施するとともに、今後このようなことのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。</p> <p>注意事項 補助事業により取得した財産の管理について、固定資産台帳を備えておらず、その移動状況を明らかにしていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 技能検定試験の実施に当たっては、県からの指導に基づき作成した実技試験の実施に際してのチェックリストに基づき、技能検定試験の実施要領に定められた設備、材料が用意されているか等の事前チェックを技能検定委員と共同で行うとともに、当面の間、県にも技能検定への職員の立会いを依頼し、事務の執行の適正化に努めている。</p> <p>注意事項 固定資産台帳に登載すべき資産については、協会事務所内に存する資産と協会事務所外に存する資産とが混在し、未整理の状況であるため、平成30年度中に協会の資産内容を整理の上、固定資産台帳の整備を完了すべく、事務を進めている。</p>

- 2 公益社団法人和歌山県青少年育成協会

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 公益社団法人和歌山県青少年育成協会会計規程第8条の会計事務担当者が任命されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 公益社団法人和歌山県青少年育成協会会計規程の規定に基づき、会計事務担当者として出納員及び金銭の収納担当者を任命した。</p>

3 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 診療費(患者負担分)の未収金については、平成28年度末で附属病院本院で約9,832万円、紀北分院で約293万円となっており、前年度末に比し附属病院本院で約1,606万円、紀北分院で約116万円それぞれ減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 省庁への派遣職員に係る民間借上住宅の家賃につき、決裁権者の決裁を受けずに決定されていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事前命令及び事後確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 用務先の所在地を記入していなかった。</p> <p>イ 復命日の記載に誤りがあった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 診療費(患者負担分)の未収金については、引き続き専任職員を2名配置し、電話、文書督促及び訪問による督促を行っていくとともに、一括支払が困難な患者に対しては分割相談に応じる等により、債権の回収率の向上に努めていく。また、職員による回収が困難な未収金については、弁護士事務所に回収業務を委託し、対応している。</p> <p>なお、未収金の発生を未然に防ぐために、患者支援センターや病棟との連携を密にし、患者の経済状況等を把握し、公費による救済制度や高額現物給付制度を紹介するなどの対策も引き続き行っていく。</p> <p>(2) 省庁への派遣職員に係る民間借上住宅の家賃に対する派遣職員の自己負担額の決定については、決裁権者である総務課長の決裁を受け、適正に処理を行った。</p> <p>(3) 早期出発夜間帰着欄への記入漏れをなくすため、旅行命令簿の記載事項や夜間帰着等についての「注意事項」を昨年作成したが、これに加え今年度は「旅費の手引き」を2月に作成し、学内ホームページの「学内向け」に掲載し、職員に周知徹底を図っている。</p> <p>また、旅行命令簿作成時及び復命時に早朝出発・夜間帰着の有無を意識的に確認できるように、旅行命令簿の様式に早朝出発・夜間帰着のチェック欄を設けることとし、平成30年4月1日から運用している。</p> <p>(4) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿に関しては、適正な事務処理を行うよう職員に対して周知徹底を図るとともに、記載内容について十分点検し、適正に事務処理するよう徹底している。</p> <p>(5) 旅行命令簿における不適切な事例に関して、旅行命令簿の記載内容について十分点検するとともに、学内ホームページの「学内向け」に「旅費の手引き」や「注意事項」を掲載すること等により、職員への周知徹底を図っている。</p> <p>また、旅行命令簿作成時の「所在地」欄の記載漏れを防ぐため、「用務先の名称及び所在地」欄を「用務先の名称」欄と「用務先の所在地」欄の2つに分けて記載するように様式を変更し、平成30年4月1日から運用している。</p>

4 公益財団法人和歌山県民総合健診センター

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成22年度に発覚した横領事件に係る損害賠償金について、平成28年度末における未収額は約3,575万円となっている。</p> <p>引き続き債務者の収入状況等を十分把握の上、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>これまでの返済状況や債務者の収入状況等現状を把握し、必要に応じて適切な対応を図るなど、返済指導を行い、時効の援用により債権が消滅するようなことのないよう、適切に債権管理を行った。</p>

5 公益財団法人わかやま産業振興財団

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>設備貸与事業等に係る未収金については、平成28年度末で約1億8,356万円となっており、前年度末に比し約52万円減少したが、依然として多額である。</p> <p>引き続き未収金の回収に向け努力されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>未収金の回収については、債務者はもとより連帯保証人やその相続人に対しても、より積極的かつ粘り強い交渉を行っていく。</p> <p>時効の管理に留意し、案件によっては顧問弁護士等と対応を相談し、今後とも債権管理及び回収に努めていく。</p>

6 和歌山県住宅供給公社

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>平成25年4月から平成29年4月までの間に県営住宅の入居者から収納した家賃及び駐車場使用料について、公社職員による着服行為が判明した。</p> <p>この度、再発防止のための業務改善が行われ、着服金も全額弁済されているが、今後このようなことのないよう、収納業務に関して組織内の情報共有と進行管理を十分に行い、厳正な事務の執行に努められたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 平成28年度における宅地分譲の事業実績はなく、今後とも岸宮サニータウンの残っている区画の販売に努められたい。</p> <p>(2) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成28年度末の収入未済額が、約1億1,432万円となっている。</p> <p>引き続き、県(建築住宅課)及び徴収事務委託管理者と連携し、未収金の縮減に努められたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>不祥事発覚後、事務処理方法における問題点を検証し、未使用領収証書帳等の適切な管理やチェック体制の強化など、再発防止に向けた改善に取り組んだ。</p> <p>今後は、二度とこのような不祥事が発生しないよう、厳正に事務を執行するとともに、公社内の情報共有や管理監督者による進行管理などを徹底するほか、職員のコンプライアンスや倫理意識の向上に努める。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 岸宮サニータウンの残り1区画については、販売価格の見直しを行い、早期の販売に取り組む。</p> <p>(2) 県営住宅使用料の未収金については、県、公社及び委託管理人の三者がそれぞれ役割を分担し、連携しながら収納に努める。</p> <p>今後とも、三者がより一層連携し、未収金の縮減に全力で取り組む。</p>

7 一般財団法人和歌山県文化振興財団

(和歌山県民文化会館及び和歌公園指定管理者)

監査実施年月日 平成30年1月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) (和歌山県民文化会館)</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>平成28年度に購入した重要物品について、指定管理者との間で貸与に係る協定を締結せず使用させていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) (和歌公園)</p> <p>駐車場の利用料金について、知事の承認を受けずに額を変更している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) (和歌山県民文化会館)</p> <p>平成28年度に購入した重要物品については、貸与に係る協定を締結し、適正に処理した。</p> <p>(2) (和歌公園)</p> <p>駐車場の利用料金について、駐車場の利用料金の免除対象者及び駐車場の利用料金の免除、減免等について定めた和歌公園駐車場運営管理基準を策定し、知事の承認を受けた。</p>